

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

1 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（以下「こども誰でも通園制度」という。）は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年6月成立）により、すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備する目的で創設され、令和8年4月からすべての自治体で実施することとなります。

こども誰でも通園制度は一時預かり事業と共通する部分もありますが、制度の対象となる家庭に限定がない点や保護者の事情により預かるのではなく家庭にいただけでは得られない体験を通じて子どもの育ちを応援することを目的としていることが特徴です。

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳
就労要件 あり	保育所、認定こども園等 ※小学校就学前まで						小学校
就労要件 なし	こども誰でも通園制度 ・月一定時間までの利用可能枠 ・時間単位の柔軟な利用 ※0 歳 6 か月以上満 3 歳未満			幼稚園 ※満 3 歳以上から小学校就学前まで			
	一時預かり事業 ※山北町では 0 歳 2 か月から小学校就学前まで						

2 制度の内容

項 目	内 容
1 対象となる子ども	保育所、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月以上満3歳未満
2 利用可能時間	子ども一人あたり月10時間を上限
3 事業実施場所	向原保育園 やまきたこども園
4 利用方式	定期・柔軟の組み合わせ等の選択制
5 実施方式	余裕活用型事業
6 保護者負担	1時間あたり300円